

飯田市土地利用基本方針の変更について

建設部地域計画課

1 趣旨

飯田市土地利用基本方針は、飯田市土地利用基本条例に基づき策定する計画で、市全域及び各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が飯田市の目指すべき姿を共有して、地域の特性や個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進することを目的として平成19年7月に策定されたものです。

現行の飯田市土地利用基本方針は、基本構想などの上位計画の改定時期や、社会経済情勢の変化、地域づくりの進捗状況などに応じて適宜柔軟に見直し、これまでも16回の変更を行ってきております。

この度、地域のみなさんと検討し変更した座光寺地域土地利用計画及び上郷地域土地利用計画との調和、また、その他関連計画との整合を図るため、変更が必要となっています。

については、2027年度のリニア中央新幹線開業を始めとする新しい時代に向けた土地利用を推進するため、飯田市土地利用基本方針の見直しを行います。

2 変更期日

平成31年3月27日

3 主な変更点

(1) 地域土地利用方針の変更

地域のみなさんと検討し変更した土地利用計画との調和を図るため、次の内容を「第4編 地域土地利用方針」に反映します。

ア 座光寺地区（「第3章 座光寺地区」の「第1節 地域土地利用方針」）

新たに「リニア周辺ゾーン」を位置づけ、適正な土地利用と良好な景観の保全のためのルールづくりに取り組む旨を記載します。

イ 上郷地区（「第7章 上郷地区」の「第1節 地域土地利用方針」）

(ア) 調整ゾーン（国道153号沿道）の変更

新たに商工業ゾーン（国道153号沿道）として位置づけ、自動車販売店、店舗や飲食店などが建ち並んでいる現状の土地利用が引き続き可能となるよう、適切な土地利用への誘導を図る旨を記載します。

(イ) リニア駅周辺ゾーンの変更

新たな基盤整備が行われる区域として、適正な土地利用と良好な景観を確保するため、目指す姿とルールづくりを検討する旨を記載します。

(2) 立地適正化計画の策定に伴う変更

立地適正化計画制度による拠点集約連携型都市構造の推進に係る記述を変更します。

(3) その他

その他関連計画との整合（飯田市住生活基本計画等の変更など）